

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査
----	--------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事後報告】

第14条第1項（その他の委託）

（担当部課： 環境土木部資源清掃対策室リサイクル清掃課 ）
担当係 事業計画係 担当者 小柳 内線（4343）

事業の概要

事業名	家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査
担当課	リサイクル清掃課
目的	新宿区におけるリサイクル・清掃行政の今後の施策推進の基礎資料とするため、家庭から出るごみ・資源の世帯人員数ごとの重量を調査し、ごみ量推計等に資する。
対象者	ごみ集積所にごみ・資源を排出した区民
事業内容	<p>本調査は、平成 18 年度第 6 回情報公開・個人情報保護審議会において、(1)住民記録から抽出した世帯に、郵送でサンプル世帯への協力を依頼する。(2)サンプル世帯は、ごみ・資源を自宅前に排出し、事業者がこれを収集する。また、サンプル世帯に対し、ごみ排出アンケートを行う。(3)事業者は、収集したごみ・資源量の測定、組成の分析を行う。という調査内容で、委託業者への提供情報を住所、氏名、年齢層、世帯人員数とし、委託業者が収集する情報を世帯形態(勤労、自営、学生等)、住居状況(戸建、集合住宅等)、居住年数(1 年未満、5 年未満、5 年以上)として事前報告を行ったが、その後実施にあたって調査方法を変更したので、その内容を事後報告する。</p> <p>調査内容 別紙のとおり</p> <p>調査方法 ごみ集積所等において、排出されたごみ・資源の重量を量る。</p> <p>委託内容</p> <p style="padding-left: 2em;">ア ごみ集積所等への調査員の配置、排出者への基礎情報の聞き取り、ごみ等の計量</p> <p style="padding-left: 2em;">イ データを集計及び分析、一人 1 日あたりのごみ・資源の排出量の推計</p> <p>調査時期 平成 19 年 9 月 24 日から 29 日</p>

件名 家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査委託について

保有課(担当課)	リサイクル清掃課
登録業務の名称	家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査
委託先	(株)ダイナックス都市環境研究所 代表取締役 山本耕平
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	ごみ集積所にごみ・資源を排出した区民のごみ・資源が「何人分(世帯人員数)のものか」、「何日分のものか」
委託理由	本件は、排出ごみのアンケート調査と合わせて区民の実態を解析するための調査であるが、短期間で効率的に実施するには処理を一括して委託することが適しているため。
委託の内容	ア 区が指定したごみ集積所及び資源拠点に調査員を配置し、排出者に何人分(世帯人員数)のごみか、何日分のごみかを聞き取りしたうえ、ごみ・資源の重量を計る。(組成分析は行わない) イ 調査場所ごと、世帯人員数ごとのごみ・資源量のデータを集計及び分析し、一人1日あたりのごみ・資源の排出量を推計する。
委託の開始時期及び期限	平成19年8月1日 から 平成19年11月9日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	上記2点の質問以外の聞き取りは行わない。

特記事項

（基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（複写等の禁止）

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（再委託の禁止）

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（資料等の返還等）

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

（監査）

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

（事故発生時等における報告）

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

資源を出される皆様へ

9月24日から29日までの週で、朝の資源排出時に、この資源回収拠点で資源量の調査を行います。今後の新宿区の清掃施策の基礎資料とするための調査です。お忙しい時間帯にご面倒をおかけしますが、皆様のご協力をお願いいたします。

調査内容

- ・お持ちになったびん、缶、ペットボトルについて、調査員が、「何日分の資源か」、「何人分の資源か」をうかがいます。
 - ・お持ちになった資源の重量を測ります。
- * お名前や年齢をたずねることはありません。

新宿区資源清掃対策室

リサイクル清掃課

電話 5 2 7 3 - 3 3 1 8

ごみを排出される皆様へ

9月24日から29日までの1週間、朝のごみ出し時に、この近辺の集積所でごみ・資源量の調査を行います。今後の新宿区の清掃施策の基礎資料とするための調査です。お忙しい時間帯にご面倒をおかけしますが、皆様のご協力をお願いいたします。

調査内容

- ・お持ちになったごみ・資源について、調査員が、「何日分のものか」、「何人分のものか」をうかがいます。
- ・お持ちになったごみ等の重量を測ります。
- * ごみの中身を調べることはありません。
また、お名前や年齢をたずねることはありません。

新宿区資源清掃対策室

リサイクル清掃課

電話 5 2 7 3 - 3 3 1 8